



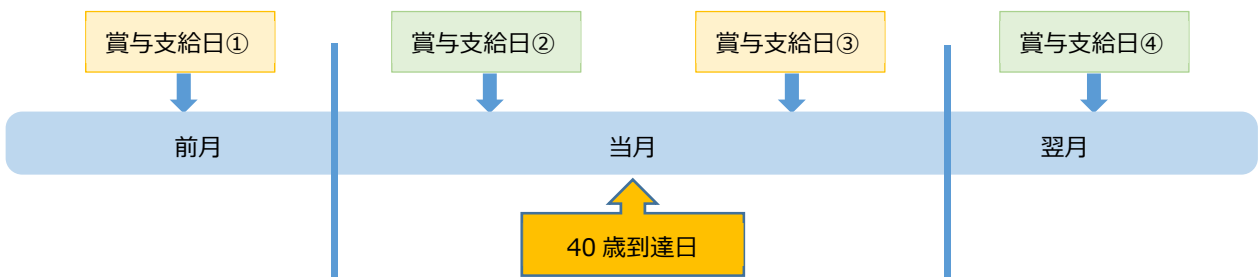
賞与支給月に40歳や65歳に到達する場合の介護保険料の徴収について

冬期賞与の時期が近づいてきました。賞与からも健康保険料・介護保険料(40歳以上65歳未満の方のみ)・厚生年金保険料を徴収しますが、賞与支給月に40歳あるいは65歳に到達する場合、介護保険料の徴収間違いが発生しやすくなります。今回のあおぞらLetterでは、賞与支給月に40歳あるいは65歳に到達する場合の介護保険料の徴収についてご案内いたします。



- 40歳に到達した月に支給された賞与から介護保険料徴収の対象となり、65歳に到達した月に支給された賞与から介護保険料徴収の対象外となります。賞与支給の際は年齢の確認も行ってください。
また、「**到達した日**」とは**誕生日の前日**ですので、1日が誕生日の場合は注意が必要です。

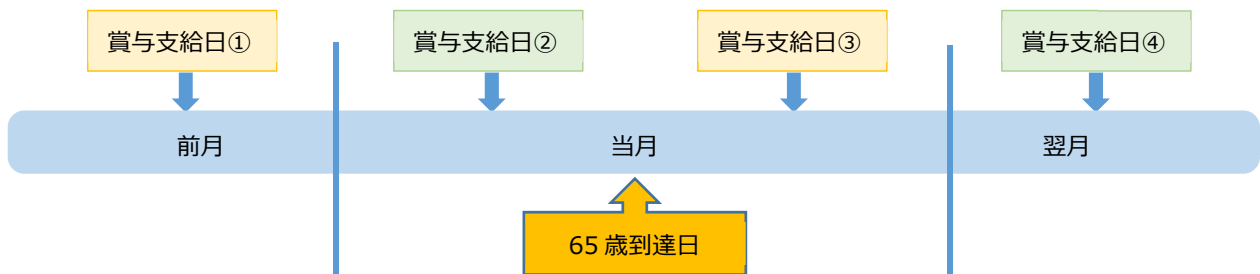
①40歳到達月 (=40歳の誕生日の前日の属する月)



賞与支給日	賞与に対する介護保険料	賞与に対する健康保険料・厚生年金保険料
①	徴収しない	徴収する
②	徴収する	
③	徴収する	
④	徴収する	



②65歳到達月 (=65歳の誕生日の前日の属する月)



賞与支給日	賞与に対する介護保険料	賞与に対する健康保険料・厚生年金保険料
①	徴収する	徴収する
②	徴収しない	
③	徴収しない	
④	徴収しない	

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277